

通商産業省

平成10・03・31第99号
平成10年9月4日

原子力委員会委員長 陞

通商産業大臣



東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号原子炉施設の変更）について（質問）

東京電力株式会社取締役社長 黒木 浩 から平成10年3月31日付け原管発官9第435号（平成10年8月12日付け原管発官10第191号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基準に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号炉に9×9燃料を取替燃料として採用する。
- (2) 2号、3号、4号及び5号炉にハフニウムフラットチューブ型の新型制御棒を採用する。
- (3) 1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号炉共用の海水淡水化装置を撤去する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号炉に9×9燃料を取替燃料として採用する。
- (2) 2号、3号、4号及び5号炉にハフニウムフラットチューブ型の新型制御棒を採用する。
- (3) 1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号炉共用の海水淡水化装置を撤去する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要とされる資金は、自己資金及び一般借入金により調達する計画であり、申請者には、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。